

政令第 号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、同号へ中「こえる」を「超える」に改め、同項第十二号中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第十号のニル中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中「規定」の下に「（同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号（イからハまで及びチを除く。）の規定）」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

危険物の規制の合理化を図るため、危険物を用いた蓄電池に係る一般取扱所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めることができるようにするとともに、危険物の運搬における積載方法の技術上の基準を改正する等の必要があるからである。

○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（製造所の基準） 第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。 一（略） イ、ニ（略） ホ 使用電圧が七千ボルトを超え三万五千ボルト以下の特別高圧架空電線 水平距離三メートル以上 ヘ 使用電圧が三万五千ボルトを超える特別高圧架空電線 水平距離五メートル以上 ニ、十一（略） 十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、総務省令で定める場合を除き、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。 十三 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること</p>	<p>（製造所の基準） 第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。 一（略） イ、ニ（略） ホ 使用電圧が七千ボルトをこえ三万五千ボルト以下の特別高圧架空電線 水平距離三メートル以上 ヘ 使用電圧が三万五千ボルトをこえる特別高圧架空電線 水平距離五メートル以上 ニ、十一（略） 十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、<u>当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。</u> 十三 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること</p>

。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

十五～十七 (略)

十八 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

十九～二十二 (略)
2・3 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 屋外貯蔵タンクの外面には、さび止めのための塗装をすること。

七の二～九 (略)

十 (略)

イ・ロ (略)

ハ 注入口には、弁又は蓋を設けること。

ニ・ホ (略)

十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備(ポンプ及びこれに附属する電動機をいい、当該ポンプ及び電動機のための建築物その他の工作物を設ける場合には、当該工作物を含む。以下同じ。)は、次によること。

イ～ヌ (略)

ル ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下

。ただし、当該設備に危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

十五～十七 (略)

十八 危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

十九～二十二 (略)
2・3 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 屋外貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

七の二～九 (略)

十 (略)

イ・ロ (略)

ハ 注入口には、弁又はふたを設けること。

ニ・ホ (略)

十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備(ポンプ及びこれに附属する電動機をいい、当該ポンプ及び電動機のための建築物その他の工作物を設ける場合には、当該工作物を含む。以下同じ。)は、次によること。

イ～ヌ (略)

ル ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下

の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、総務省令で定める場合を除き、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱うポンプ設備にあつては、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

ヲ (略)

十一、十七 (略)

2、7 (略)

(一般取扱所の基準)

第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 吹付塗装作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

一の二 洗浄の作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

二 焼入れ作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

三 (略)

四 車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

五 容器に危険物を詰め替える作業を専ら行う一般取扱所

の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、総務省令で定める場合を除き、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱うポンプ設備にあつては、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

ヲ (略)

十一、十七 (略)

2、7 (略)

(一般取扱所の基準)

第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

一の二 専ら洗浄の作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

二 専ら焼入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

三 (略)

四 専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

五 専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

六〇九 (略)
三・四 (略)

(消火設備の基準)

第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

(取扱いの基準)

第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 危険物の取扱いのうち製造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

3 危険物の取扱いのうち詰替の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

六〇九 (略)
三・四 (略)

(消火設備の基準)

第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

(取扱いの基準)

第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 危険物の取扱いのうち製造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

3 危険物の取扱いのうち詰替の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

4 危険物の取扱いのうち消費の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

5 危険物の取扱いのうち廃棄の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。

一)の規定(同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号(イからハまで及びチを除く。

一)の規定)の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

一の三 五 (略)

7 (略)

(積載方法)

第二十九条 法第十六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところにより収納して積載すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

4 危険物の取扱のうち消費の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

5 危険物の取扱のうち廃棄の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。

一)の規定(同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号(イからハまで及びチを除く。

一)の規定)の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

一の三 五 (略)

7 (略)

(積載方法)

第二十九条 法第十六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところにより収納して積載すること。ただし、塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合又は危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合は、この限りでない。

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

二〇七 (略)

(手数料)

第四十条 (略)

2 法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、五千三百円とする。

二〇七 (略)

(手数料)

第四十条 (略)

2 法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、四千七百円とする。